

国民健康保険証と国保税

学生の保険証の更新

糸島市外に居住する学生で、糸島市国民健康保険に加入している人は、保険証の更新手続きが必要です。

手続きに必要なもの

手持ちの保険証と学生証(在学証明書など学生であることを証明できる書類)、印鑑

受付期間 3月15日(火)から4月15日(金)まで

受付場所 糸島市役所国保

年金課(各支所総合窓口課 ※糸島市に居住している家族も手続きできます。)

※更新手続き後に保険証を渡します。保険証の先渡しはできませんので、必ず期限までに手続きをしてください。

国保税は納期内に納めましょう

国民健康保険税(国保税)を納めないで放置していると、保険証の有効期限が短くなったり、差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

国保税はみなさんの医療費を病院などに支払うためのたいせつな財源。忘れず納期内に納めてください。

●納めなかつたらどうなる

① 保険証の有効期限が短くなる

問い合わせ

●保険証に関すること

糸島市国保年金課

☎(332)2071

●納付に関すること

糸島市収税課

☎(323)1111

知っておきたい

国民年金

学生納付特例制度

4月から受付開始

国内に住む人は、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし学生には、申請すれば保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料を未納にしておくと、万一、病気などで重い障がいが残ったとき、障害基礎年金が受け取れないことがあります。しかし、この特例の承認期間は、障害年金を受ける資格要件に含まれます。

申請は毎年度

納付が困難なときは「学生納付特例」を申請してください。ただし所得制限があり、承認されない場合もあります。在学や前年所得を確認するため、申請は毎年度必要となります。

10年以内は追納できる

特例の承認期間は、将来



の老齢基礎年金額には反映しませんが、10年以内であれば保険料を納付(追納)することができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

申請の方法

申請は、住民票のある市町村で行います。糸島市から住民票を移した人は、その市町村役場の国民年金担当窓口で申請します。

申請には、年金手帳・学生証(在学証明書)、代理申請の場合は印鑑と代理人の身分証明書が必要です。

平成22年度分の申請

現在、在学中で学生納付特例を希望し、まだ申請をされていない人は、早めの手続きをしてください。

受付期限 5月2日(月)

国民年金保険料

平成23年4月から平成24年3月までの保険料は左表のとおりです。

年金事務所出張相談

糸島市人権センターで

月2回、第2・

4水曜日(祝

日のときは

翌日)に西福

岡年金事務

所の出張相

談を開催し

ます。

相談内容

ねんきん

特別便・定期

便の受付、年

金相談と裁

定請求の受

付、国民年金

全般(納付相

談など)、社

会保険関係

■平成23年度 国民年金保険料 納入額早見表(単位:円)

	1か月分		6か月分		1年間分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	15,020	—	90,120	—	180,240	—
毎月納付【早割】	14,970	50	89,820	300	179,640	600
6か月前納(現金納付)	—	—	89,390	730	178,780	1,460
6か月前納(口座振替)	—	—	89,100	1,020	178,200	2,040
1年前納(現金給付)	—	—	—	—	177,040	3,200
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	176,460	3,780

毎月納付:納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替
毎月納付【早割】:当月末振替の口座振替

(事業所分)各種届け書の受付、社会保険関係届け出用紙の配布
※出張相談を希望する人は、事前予約が必要です。相談日の前日までに西福岡年金事務所に予約してください。

受付・問い合わせ

西福岡年金事務所

☎(883)9962

糸島市国保年金課

☎(332)2071

健康づくり ～血管を守ろう⑩～

健康診査で 健康管理



今日は
休肝日

豊かで充実した 生活を支える 健康のために

健康は、意識していても、いなくても、そのありがたみや重要性は、誰にとっても同じもの。「朝からご飯がおいしい」「しっかりと眠れた」など、気持ちのよい日常生活は、健康であつてこそ実感できるものです。

しかし、毎日を忙しく暮らしている私たちにとって、健康というものは、なかなか意識しづらいもの。その健康を意識する機会が「健康診査」です。

健康診査とは、身体の状態を数字で示し、基準値と比較し、経年的に見ることで、客観的に自分の健康度を見ることが出来る唯一のバロメータなのです。



●問もなく 「平成23年度 特定健康診査等」の 申し込みを 開始します

申込方法

方法は3とおり
① 40歳から74歳までの国保加入者の世帯に、3月下旬ごろに送付する健診案内に同封されているがきでの申し込み。
② 4月上旬に配布する「健

料金など

各健(検)診内容や料金など、詳しくは「健康情報誌」をご参照ください。

問い合わせ

糸島市健康づくり課

☎(332)2069